

国保・老人保健 制度を改正

健康な毎日を

みんなので支え合い

十月一日から、国民健康保険と老人保健制度が変わります。一つとも、わたしたちが病気やけがのときに、安心して医療を受けられるようにするための制度。今回は、その改正の内容についてお知らせします。



所得などにより負担を見直し

国民健康保険

十月一日から、国民健康保険（国保）が次のように変わります。

一部負担金を変更

医療機関の窓口で支払う一部負担金が年齢によって変わります（表1）。三歳未満の乳幼児の一部負担金は三割から二割に、七十歳以上七十五歳未満の人は前期高齢者になり、一部負担金が一割になります（一定以上の所得がある人は二割）。

前期高齢者は、医療機関の窓口で国保の保険証と市から交付される国民健康保険高齢受給者証を提示してください。

なお、三歳以上七十歳未満の人は、今までどおり三割負担となります。

前期高齢者

十月一日に七十歳になる人昭和七年十月一日生まれ）は十月診療分から、十月二日以降に七十歳になる人は十一月診療分以降から前期高齢者の対象になります。九月三十日までに七十歳になる人は、老人保健で医療を受けることとなります。

高額療養費の自己負担限度額を変更

高額療養費自己負担限度額が、所得などによって変わります（表2）。

9月30日まで	10月1日から
	3歳未満の乳幼児 2割
70歳未満の人 3割 (退職者医療制度該当者 の本人および被扶養者の 入院は2割)	3歳以上70歳未満の人 3割 (退職者医療制度該当者の本人および被扶養者の入院は2割。ただし来年4月1日からは3割となり薬剤負担額が廃止)
	70歳以上75歳未満の人 1割 (一定以上の所得がある人は2割)

低所得者の自己負担限度額は据え置き、一般や上位所得者は見直して自己負担額を引き上げます。前期高齢者は、一月月の医療費が高額になった場合、申請して認められると限度額を超えた分が後から支給されます。

また、前期高齢者の低所得者は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示すると、患者負担の限度額および入院時の食事負担額が少なくて済みます。この認定証は市に申請して認められると交付されます。

…問い合わせは国保年金課
890 6249へ。